



こどもまんなか

みんなでつくろう！こども・子育てに優しい信州

しあわせ信州

長野県(県民文化部)プレスリリース 令和7年(2025年)3月21日

令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画」 の見直し(後期計画の策定)を行いました

県では、令和2年度に策定した「長野県社会的養育推進計画(計画期間：令和2～11年度)」について、令和4年6月の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととされたこと等を踏まえ、計画の見直し(後期計画(計画期間：令和7～11年度)の策定)を行いました。

〈見直し後の計画(後期計画)の概要〉

【計画の通称】

「こども」であるあなたが 「いま・ここで」 幸せに育ち 自分らしく生きていくために

【計画が目指すもの(目標)】

こどもの権利を守ること※1

【計画の理念(基本的な考え方)】

- ①家庭養育優先原則
- ②パーマネンシー※2保障

【主な取組内容】

- ・市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた県の支援・取組
- ・パーマネンシー保障に向けた児童相談所のケースマネジメント体制の見直し等
- ・里親等委託の推進
- ・施設ケアの小規模かつ地域分散化及び施設の高機能化・多機能化・機能転換の推進

※1 国連の「こどもの権利条約」が規定する、権利の主体としてのこどもの、生存権等の基礎的な権利から自己実現までの高次の権利までを包括的に保障すること

※2 自分を愛し大事にしてくれていると、こども自身が感じるおとな(心理的親)との生涯にわたって続く関係の下で、家族への所属感を抱きながら成長できる「心理的親との永続的な関係の下での養育環境」のこと

1 計画見直しのポイント

(1) 形式の見直し

児童を含めた関係者等への周知を図るため、概ね小学校高学年以上が理解できるよう架空の登場人物による対話を取り入れ、対話への解説という形式で計画本文を記述しました。

(2) 内容の見直し

令和4年に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)」を踏まえた、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等について位置づけを図るとともに、目標及び理念の明確化を図りました。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

3 長野県社会的養育推進計画(後期計画)の閲覧方法

長野県ホームページ(下記アドレス)からご覧いただけます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyougo/shakaitekiyouikusuishinkeikaku_3.html



(2次元コード)

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 県民文化部こども若者局
こども・家庭課児童相談・養育支援室
内山、井口、筒井、田中
電話：026-235-7099(直通)
026-232-0111(代表)内線2362
FAX：026-235-7390
E-mail jido-shien@pref.nagano.lg.jp